

特別養護老人ホーム江戸川光照苑運営規程

第1章 施設の設置目的及び運営方針

(目的)

第1条 本規程は社会福祉法人光照園が開設する特別養護老人ホーム江戸川光照苑（以下「苑」という）及び苑に併設される短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業の運営について必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な執行と東京都指定介護老人福祉施設の人員及び運営の基準に関する条例第四一号、東京都指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第一一一号及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第一一二号の基本方針に基づき、入所者及び利用者（以下「入所者等」という）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 苑は、施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを旨とする。
- 3 介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 苑及び短期入所生活介護の事業（以下、介護予防短期入所を含む）は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、サービスに努めるものとする。
- 5 苑及び短期入所生活介護の事業は地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
- 6 苑及び短期入所生活介護の事業は、虐待の発生及び再発を予防するため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する。

第2章 施設の名称等

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称は、次に掲げるところによる

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム江戸川光照苑

(2) 所在地 東京都江戸川区北小岩 5-7-2

第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職 員)

第4条 苑及び短期入所生活介護事業は東京都指定介護老人福祉施設の人員及び運営の基準に関する条例第四一号、東京都指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第一一一号及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第一一二号に示された所定の職員を配置するものとする。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 施設長 | 1 名 |
| (2) 医師 | 1 名以上 (非常勤) |
| (3) 生活相談員 | 1 名以上 |
| (4) 介護職員 | 2 1 名以上 |
| (5) 看護師・看護職員 | 3 名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1 名以上 (兼務可) |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1 名以上 (兼務可) |
| (9) 事務職員 | 1 名以上 |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第5条 職員は、苑及び短期入所生活介護の事業の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代理する
- (2) 医師は、入所者等の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、入所者等の生活相談、面接、身の上調査ならびに利用者の介護サービスの企画および実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、入所者等の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護師・看護職員は、入所者等の診察の補助および看護ならびに利用者の保健衛生管理に従事する
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養管理、栄養量計算および食事記録、調理員の指導などの食事業務全般ならびに入所者等の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (9) 事務員は、庶務および会計事務に従事する。

第4章 利用定員

(定 員)

第6条 苑の入所定員は63名とする。

2 短期入所生活介護の事業の利用定員は、併設型7名、空床利用型6名とする

3 苑は、災害その他やむをえない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超え

て入所させることはない

第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、苑の入所者について、サービスの内容などを記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを当該入所者又は家族に対して説明の上同意を得るものとする。

2 介護支援専門員は、サービスの内容などを記載した短期入所生活介護計画を作成し、それを当該利用者又は家族に対して説明の上同意を得るものとする。

3 前2項の説明にあたって、書面に変えて電磁的記録により行うことができるものとする。

(サービスの提供)

第8条 苑及び短期入所介護の事業は、施設サービス計画及び短期入所介護サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう、入所者及び利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するため、心身の状況等に応じ、処遇を適切に行うものとする。

2 苑及び短期入所介護の事業は、サービスの提供にあたっては介護保険等関連情報その他必要な情報（LIFE等）を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

3 苑及び短期入所生活介護の事業は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする

4 職員は、サービスの提供にあたっては、入所者等又は家族に対して、介護サービス上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 苑及び短期入所生活介護の事業は、適切なサービスの提供をするため、職員の勤務配置を月ごとに明示し、勤務の確保を図るものとする

6 なお、入所者等のサービスに直接影響を及ぼさない、調理業務、洗濯業務については、適切な事業者に委託することができる

(サービス提供の記録と連携)

第9条 苑及び短期入所生活介護の事業は、施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折りの入所者の反応および家族の状態を必ず記録し必要部署と連携をするものとする

2 苑及び短期入所生活介護の事業は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない

(介護)

第10条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう入所者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行うものとする。

2 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、入所者等の疾病や、伝染病疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

3 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを利用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

4 褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする

- 5 前三項に規定するもののほか、離床・着替え・整容などの介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 11 条 栄養ならびに入所者等の身体の状態および嗜好を考慮した食事の提供を行い、入所者等が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援する。

- 2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7 時 30 分～

(2) 昼食 午後 0 時 00 分～

(3) 夕食 午後 6 時 00 分～

- 3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間（2 時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

- 4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

- 5 「特別食」として、通常の食費にかかる費用を超えるような材料を使用した場合の費用は利用者負担とすることができる。

(送 迎)

第 12 条 短期入所生活介護の事業の入所および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、通常の送迎を行う地域は基本的に江戸川区内とする。

(相談・援助)

第 13 条 職員は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供など)

第 14 条 教養娯楽設備などを整える他、必要に応じレクリエーション、その他交流行事、入所者等の外出の機会を確保するものとする。

- 2 入所者が日常生活を営むに必要な行政機関などに対する手続きについて、入所者および家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うものとする。

(機能訓練)

第 15 条 入所者等の心身の状態などに応じて、日常生活を営むのに、必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第 16 条 苑は入所者の栄養状態の維持改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう利用者の個々の状態に応じた栄養管理を行う

(口腔衛生の管理)

第 17 条 入所者が自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理を計画的に行える体制を整備する

(健康管理)

第 18 条 医師または看護師・看護職員は、常に入所者等の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(入院者の入院期間中の取り扱い)

第 19 条 入所者が、入院する必要性が生じた場合であって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第 20 条 入所者等は、身体の状態の急激な変化などで緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコールなどで職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコールなどで入所者等から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入所者等が、あらかじめ近親者など緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともにその緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 21 条 苑の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生大臣が定める指定介護老人福祉施設の基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の 1 割ないし 2 割若しくは 3 割と食費、居住費および日常生活などに要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

2 短期入所生活介護の事業の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の 1 割ないし 2 割若しくは 3 割と送迎に要する費用、食費、居住費および日常生活などに要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

3 入所者が特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅介護サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合など、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

5 利用者は、第 4 項による利用料を翌月 15 日までの請求に基づき請求月の翌月 4 日までに支払うものとする。

ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。

6 支払いは、振り込み（指定介護老人福祉施設の場合は、自動引落しも可）または、現金のいずれかの方法によるものとし、支払方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

第 6 章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第 22 条 入所者等は、健康と生活の安定のために施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第 23 条 入所者等は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定、日時などを施設長に届け出るものとする。

る。

(面 会)

第 24 条 入所者等は、外来者と面会しようとするときは、入所者等または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長はとくに必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 25 条 入所者等は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診査は特別の理由がないかぎりこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 26 条 入所者等はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

(職員への通報)

第 27 条 入所者等は、健康上または防災などの緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコールなど最も適切な方法で、職員まで知らせるものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第 28 条 入所者等は、苑内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣などにより、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

第 7 章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第 29 条 苑及び短期入所生活介護の事業の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の必要があり、当苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、および、その他法令により入所できる者とする。

(身体的拘束等)

第 30 条 苑及び短期入所生活介護の事業は、サービスの提供にあたっては、サービスを受ける入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行うことはしない。身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年 2 回以上）に実

施する。

- (4) 身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 31 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 3 職員は、高齢者虐待防止法を遵守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(内容および手続きの説明および同意)

第 32 条 当苑の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者および身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。

(施設・設備)

第 33 条 施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長が入所者等と協議の上決定するものとする。

- 2 入所者等は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備などの維持管理は職員が行うものとする
- 4 職員は、入所者等の使用する食器その他の設備等について、衛生的な管理につとめ、または衛生上必要な措置を講ずる

(非常災害対策)

第 34 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の作成)

第 35 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 36 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（緊急時等における対応方法）

第 37 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 37 条の 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 38 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（職員の育成）

第 38 条 苑では、職員の資質向上のために、研修機関が実施する研修や施設内の研修に積極的に参加する機会を計画的に設ける

- 2 苑の介護に直接かかわる職員のうち、医療・福祉に関する資格を有しない職員に認知症基礎研修を受講させるものとする。

(地域との連携等)

第 39 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(委員会の設置)

第 40 条 苑における各種課題（虐待防止、身体拘束、感染症予防・まん延防止、事故発生防止、その他必要な課題）について、その予防・対応・解決策等を検討するため、課題に応じた関係職員で構成する委員会（テレビ電話装置を活用できるものとする）設置する。これら委員会には外部専門家を参加させることができる

(ハラスメント行為の禁止)

第 41 条 事業所は、適切な苑及び短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 42 条 入所者等または家族は、提供されたサービスなどにつき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無および改善の方法について入所者等または家族に報告するものとする。
なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載する。

(個人情報の保護)

第 43 条 苑は入所者等又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切なり扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする
2 苑が知りえた入所者等又は家族の個人情報については、苑での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については予め入所者等又は家族の同意を得るものとする

(秘密の保持)

第 44 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な対策を講じる。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 45 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改 正)

第 46 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人光照園理事長の決裁を経るものとする。

(施 行)

第 47 条 この運営規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 この改正は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

1 この改正は令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

1 この改正は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。